

東温市 ICT 活用工事実施要領

東温市

目次

1	ICT全面活用工事	2
1-1	ICT土工	2
1-1-1	概要	2
1-1-2	ICT施工技術の具体的内容	2
1-1-3	対象工事	3
1-1-4	発注方式	4
1-1-5	ICT土工の実施に関する協議	4
1-1-6	ICT機器類の調達	4
1-1-7	ICT土工の実施推進のための措置	4
1-1-8	工事費の積算	5
1-1-9	ICT土工の導入における留意点	6
1-1-10	その他	6
	別紙1 東温市発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）特記仕様書	7
1-2	ICT舗装工	11
1-2-1	概要	11
1-2-2	ICT施工技術の具体的内容	11
1-2-3	対象工事	12
1-2-4	発注方式	12
1-2-5	ICT舗装工の実施に関する協議	13
1-2-6	ICT機器類の調達	13
1-2-7	ICT舗装工の実施推進のための措置	13
1-2-8	工事費の積算	13
1-2-9	ICT舗装工の導入における留意点	14
1-2-10	その他	14
	別紙2 東温市発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）特記仕様書	15
2	ICT部分活用工事	18
2-1	ICT部分活用工事	18
2-1-1	概要	18
2-1-2	ICT施工技術の具体的内容	18
2-1-3	対象工事	18
2-1-4	ICT部分活用工事の実施に関する協議	18
2-1-5	ICT機器類の調達	18
2-1-6	ICT部分活用工事の実施推進のための措置	18
2-1-7	工事費の積算	19
2-1-8	ICT部分活用工事の導入における留意点	19
2-1-9	その他	19
3	その他	20
3-1	その他のICT活用工事	20
3-1-1	概要	20
3-1-2	対象工事	20
3-1-3	その他のICT活用工事の実施に関する協議	20
3-1-4	その他のICT活用工事の実施推進のための措置	20

3-1-5	工事費の積算.....	20
3-1-6	その他.....	20

(各種様式)

様式 1	東温市 ICT 活用工事に関する協議書.....	21
様式 2	ICT 全面活用工事の実施におけるアンケート調査.....	22

趣旨

少子高齢化や人口減少に伴い、労働人口の減少が進行する中で、建設産業においても、担い手不足が顕在化し、愛媛県の建設業就業者の年齢構成も若年者の割合が低下する一方で、60歳以上の割合が高くなっているなど、技術の継承に支障が生じるとともに、将来にわたる社会資本の整備、維持管理だけでなく、災害対応等を通じた地域の維持にも支障を及ぼすことが懸念されているなど、担い手確保・育成は喫緊の課題となっています。

少子高齢化や人口減少が進む中であっても、建設産業が将来にわたって、その役割を果たしていくためには、「働き方改革」とともに、限られた人的資源を有効に活用し「現場力」を維持するための「生産性向上」が必要不可欠となっています。

東温市では、課題解決に向けた手法の一つとして、ICT（情報通信技術）を積極的に導入し、建設現場の生産性向上を目指しています。

本要領は、東温市が発注する工事において、ICT活用の推進を図るための措置や運用をとりまとめ、実施に必要な事項を定めたものです。

1 ICT 全面活用工事

1-1 ICT 土工

1-1-1 概要

ICT 全面活用工事（ICT 土工）（以下「ICT 土工」という。）とは、次に示す①～⑤の土工の施工プロセスにおける全ての段階で ICT を活用した施工技術（以下「ICT 施工技術」という。）を全面的に活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-1-2 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び国土交通省「ICT 活用工事（土工）実施要領」表－1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択して測量を行うものとする。（複数選択可）

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSS を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注図書を用いて、3次元出来形管理に用いる3次元設計データを作成するもの。

③ ICT 建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用いて下記1)に示すICT建設機械により施工を実施するもの。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※ MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施するもの。

〔出来形管理〕

下記 1)～9)から選択して、出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

出来形管理に当たっては、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～9)を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

〔品質管理〕

TS・GNSSを用いた締固め回数管理により品質管理を行うものとする。

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまないと監督員が認める場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを工事完成図書として納品するもの。

1-1-3 対象工事

ICT 土工の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種・種別が含まれる工事で、1,000m³以上の土工量を含む工事とする。なお、1,000m³以上の土工量とは、土の移動量の合計が1,000m³以上のものとし、例えば掘削土量500m³、盛土土量500m³の土工量は1,000m³と数える。なお、1,000m³未満の工事について受注者の自主的な活用を妨げるものではない。

対象工事及び種別

- 1) 河川土工、砂防土工
掘削工(河床等掘削含む)、床掘工、盛土工、法面整形工
- 2) 道路土工
掘削工、床掘工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工

ただし、土工の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

1-1-4 発注方式

ICT 土工の発注は、受注者希望型とし、入札公告等に ICT 活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書（別紙 1）を添付する。

また、入札公告等のその他欄に「この工事は、東温市 ICT 活用工事実施要領に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3次元データを活用する ICT 活用工事である。」と追記する。

1-1-5 ICT 土工の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容及び対象範囲について、東温市 ICT 活用工事に関する協議書（様式 1）により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 土工を行うこととする。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

1-1-6 ICT 機器類の調達

受注者は、1-1-1①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類を調達する。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、事前に監督職員に報告するものとする。

1-1-7 ICT 土工の実施推進のための措置

(1) 工事成績評定における措置

ICT 土工を実施した場合、創意工夫における【施工】「土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫」、「出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫」の 2 項目および【その他】「その他」の計 3 項目において評価するものとする。その他に記載する理由は、「ICT 活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

1-1-8 工事費の積算

発注者は、ICT 土工によらない従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 土工を実施する場合、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理（※）及び3次元データの納品を行う場合は、受注者から見積りの提出を受け、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

受注者が、土工以外の工種に関する ICT 活用について、発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する工種については、設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（※）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理とは、以下の（1）～（5）とする。

- （1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- （2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （5）上記（1）～（4）に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

1-1-9 ICT 土工の導入における留意点

発注者は、受注者が円滑に ICT 土工を導入し、ICT 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

発注者は、ICT 土工を実施するに当たって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めてはならない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT 土工に必要な 3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 土工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から要請があった場合は、ICT 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

(4) アンケートへの協力

受注者は、完成検査までに「ICT 全面活用工事の実施におけるアンケート調査票（様式 2）」を提出するものとする。また、発注者が施工状況の調査等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

1-1-10 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

東温市発注工事における ICT 活用工事 (ICT 土工) 特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、受注者が3次元データ等を活用する「ICT活用工事 (ICT 土工)」(以下「ICT活用工事」という。)であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、東温市 ICT 活用工事实施要領及び本仕様書によるものとする。

(ICT 活用工事)

第2条 ICT 活用工事とは、以下に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいて ICT を活用する工事である。

① 3次元起工測量

起工測量において、次の1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSS を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注図書を用いて、3次元出来型管理に用いる3次元設計データを作成する。

③ ICT 建設機械による施工

②で得られた設計データを用いて、下記1)に示すICT建設機械により施工を実施する。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③の施工における出来形管理及び品質管理は、次の1)～9)に示す技術により行うものとする。

[出来形管理]

下記1)～9)から選択して、出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

- 1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSS を用いた出来形管理

- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～9)を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

〔品質管理〕

- 10) TS・GNSSを用いた締固め回数管理

⑤ 3次元データの納品

④による3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

(ICT活用工事の実施手続き)

第3条 受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「東温市 ICT 活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(設計積算)

第4条 ICT活用工事に伴う経費については、「土木工事標準積算基準書(愛媛県)」「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、3次元起工測量、3次元データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

(監督・検査)

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたICT土工に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

(工事成績評定)

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

(現場見学会等の実施)

第7条 受注者は、発注者が本工事の工事現場でICT活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

(調査等への協力)

第8条 受注者は、完成検査までに「ICT全面活用工事の実施におけるアンケート調査票」を提出しなければならない。また、発注者がアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

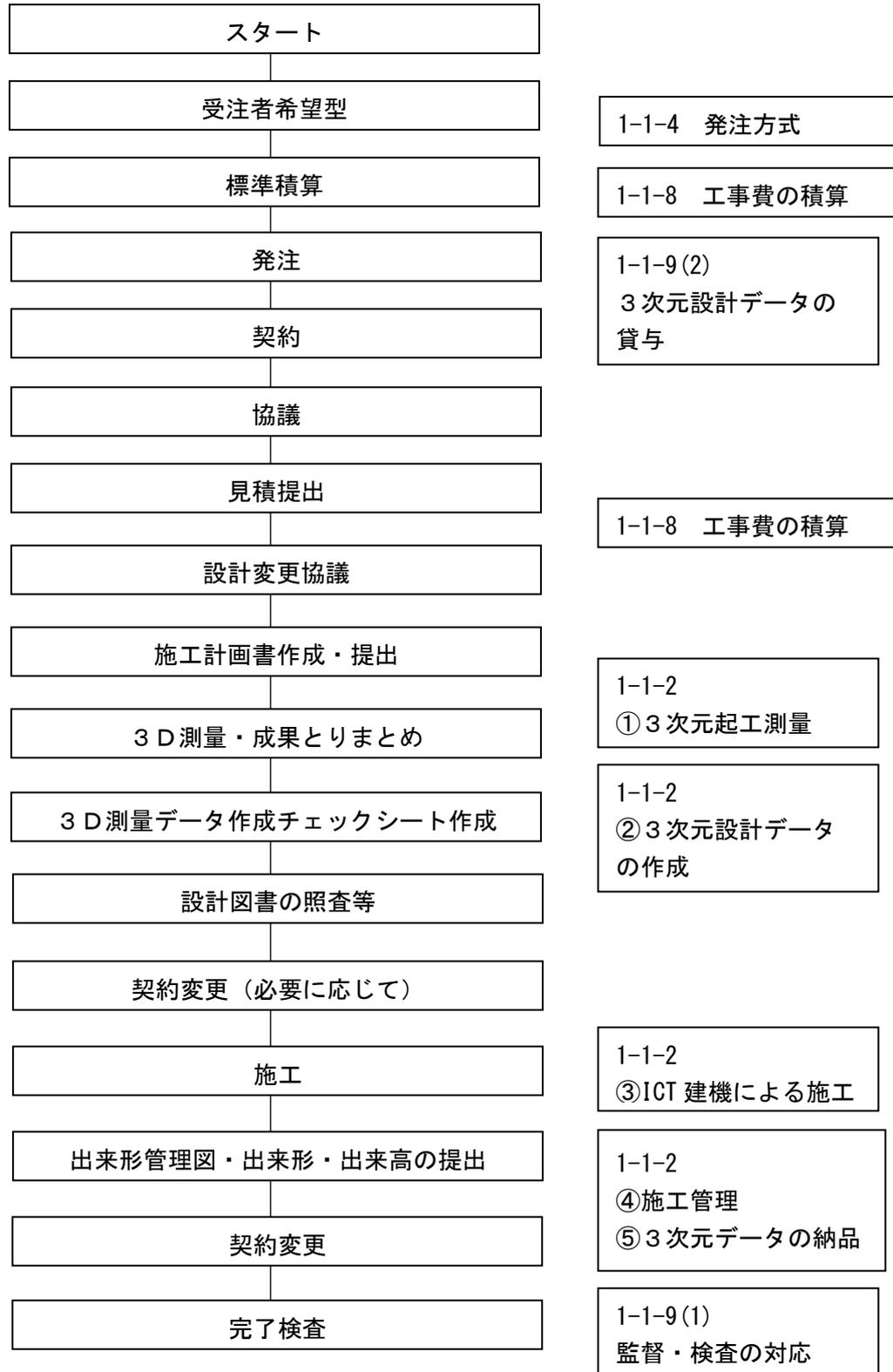
(ICT 部分活用工事)

第9条 受注者は、ICT 部分活用工事を実施する場合は、施工に先立ち「東温市 ICT 活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(その他)

第10条 ICT 活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

【参考】ICT 土工の発注から工事完成までの手続き



1-2 ICT 舗装工

1-2-1 概要

ICT 全面活用工事（ICT 舗装工）（以下「ICT 舗装工」という。）とは、次に示す①～⑤の舗装の施工プロセスにおける全ての段階で ICT を活用した施工技術（以下「ICT 施工技術」という。）を全面的に活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-2-2 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び国土交通省「ICT 活用工事（舗装工）実施要領 表-1」によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択して測量を行うものとする。（複数選択可）

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、監理断面及び変化点での計測による測量が選択できるものとし、ICT 活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注図書を用いて、3次元出来形管理に用いる3次元設計データを作成するもの。

③ ICT 建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用いて下記1)に示すICT 建設機械により施工を実施するもの。

- 1) 3次元MC建設機械
※MC：「マシンコントロール」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理においてICT を活用した施工管理を実施するもの。

〔出来形管理〕

下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～5)を適用することなく、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを工事完成図書として納品するもの。

1-2-3 対象工事

ICT 舗装工の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種・種別が含まれる工事において、3,000m²以上の施工量を含む工事を対象とする。なお、3,000m²未満の工事について受注者の自主的な活用を妨げるものではない。

(1) 対象工種及び種別

《表-1 ICT 活用工事の対象工種種別》

工事区分	工種	種別
舗装	舗装工	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 透水性舗装工 グースアスファルト舗装工 コンクリート舗装工

ただし、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事又は下記施工の場合は対象外とする。

- ・ 3次元MC建設機械以外による施工
- ・ 供用部で通行規制を伴う車道部の施工
- ・ 歩道部の施工

1-2-4 発注方式

ICT 舗装工の発注は、受注者希望型とし、入札公告等に ICT 活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書（別紙2）を添付する。

また、入札公告等のその他欄に「この工事は、東温市 ICT 活用工事实施要領に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事である。」と追記する。

1-2-5 ICT 舗装工の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容及び対象範囲について、東温市 ICT 活用工事に関する協議書（様式1）により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 舗装工を行うこととする。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

1-2-6 ICT 機器類の調達

受注者は、1-2-1①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類を調達する。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、事前に監督職員に報告するものとする。

1-2-7 ICT 舗装工の実施推進のための措置

(1) 工事成績評価における措置

ICT 舗装工を実施した場合、創意工夫における【施工】「土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫」および「出来型又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫」の2項目および【その他】「その他」の計3項目において評価するものとする。その他に記載する理由は、「ICT 活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

1-2-8 工事費の積算

発注者は、ICT 舗装工によらない従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 舗装工を実施する場合、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理（※）及び3次元データの納品を行う場合は、受注者から見積りの提出を受け、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

受注者が、舗装工以外の工種に関する ICT 活用について、発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する工種については、設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（※）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理とは、以下の（1）～（3）とする。

- （1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （3）上記（1）又は（2）に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

1-2-9 ICT 舗装工の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 舗装工を導入し、ICT 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

発注者は、ICT 舗装工を実施するにあたって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めてはならない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT 舗装工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 舗装工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ICT 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

(4) アンケートへの協力

受注者は、完成検査までに「ICT 全面活用工事の実施におけるアンケート調査票（様式2）」を提出するものとする。また、発注者が施工状況の調査等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

1-2-10 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

東温市発注工事における ICT 活用工事 (ICT 舗装工) 特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、受注者が3次元データ等を活用する「ICT活用工事 (ICT 舗装工)」(以下「ICT活用工事」という。)であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、東温市 ICT 活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

(ICT活用工事)

第2条 ICT活用工事とは、以下に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいて ICT を活用する工事である。

① 3次元起工測量

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、監理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) TS等光波方式を用いた起工測量
- 3) TS (ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来型管理に用いる3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた設計データを用いて、下記1)に示すICT建設機械により施工を実施する。

- 1) 3次元MC建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③の施工における施工管理は、ICTを活用した施工管理を実施する。

[出来形管理]

下記1)～5)から選択して、出来形管理を行うものとする。(複数選択可)

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 3) TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～5)を適用することなく、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。表層以外については、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での管理を実施してもよい。

⑤ 3次元データの納品

④による3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

(ICT活用工事の実施手続き)

第3条 受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「東温市 ICT 活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(設計積算)

第4条 ICT活用工事に伴う経費については、「土木工事標準積算基準書(愛媛県)」「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、3次元起工測量、3次元データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

(監督・検査)

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたICT舗装工に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

(工事成績評定)

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

(現場見学会等の実施)

第7条 受注者は、発注者が本工事の工事現場でICT活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

(調査等への協力)

第8条 受注者は、完成検査までに「ICT全面活用工事の実施におけるアンケート調査票」を提出しなければならない。また、発注者がアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

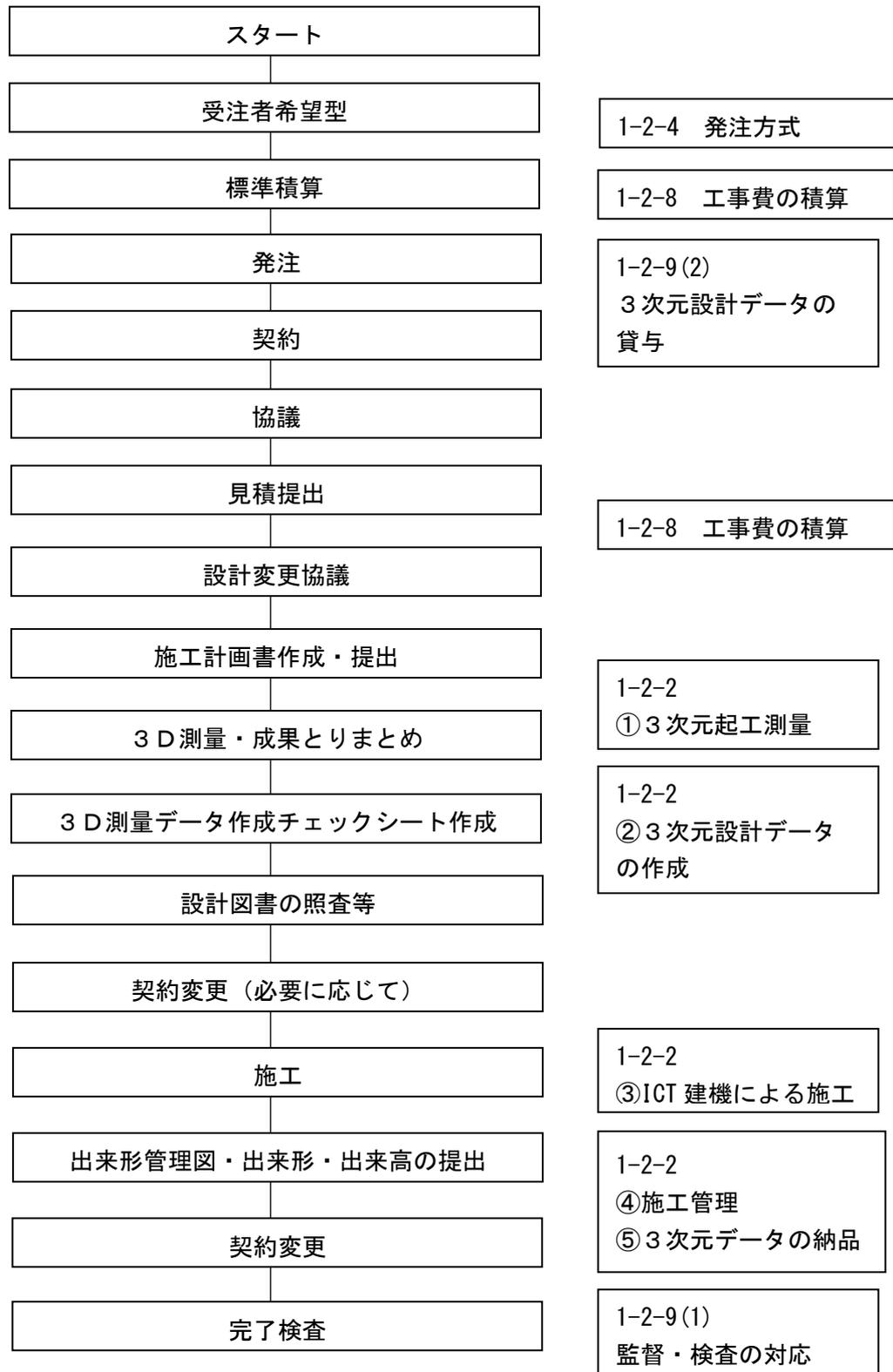
(ICT部分活用工事)

第9条 受注者は、ICT部分活用工事を実施する場合は、施工に先立ち「東温市 ICT 活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(その他)

第10条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

【参考】 ICT 舗装工の発注から工事完成までの手続き



2 ICT 部分活用工事

2-1 ICT 部分活用工事

2-1-1 概要

ICT 部分活用工事とは、施工プロセスにおける次のどちらかの組合せで ICT を活用した施工技術（以下「ICT 施工技術」という。）を部分的に活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ⑤ 3次元データの納品

又は、

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※その他の施工プロセスは、従来手法により行う。

2-1-2 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、「1 ICT 全面活用工事」における「1-1 ICT 土工」及び「1-2 ICT 舗装工」と同様とする。

2-1-3 対象工事

ICT 部分活用工事は、受注者希望型で発注した ICT 土工及び ICT 舗装工において、受注者からの希望により ICT 施工技術の部分的な活用を実施する工事とする。

2-1-4 ICT 部分活用工事の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容及び対象範囲について、東温市 ICT 活用工事に関する協議書（様式 1）により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 部分活用工事を行うこととする。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

2-1-5 ICT 機器類の調達

「1 ICT 全面活用工事」における「1-1 ICT 土工」及び「1-2 ICT 舗装工」と同様とする。

2-1-6 ICT 部分活用工事の実施推進のための措置

(1) 工事成績評定における措置

ICT 部分活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫」または「出来型又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫」のどちらか 1 項目および【その他】「□その他」の計 2 項目において評価するものとする。□その他に記載する理由は、「ICT 活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

2-1-7 工事費の積算

発注者は、ICT 施工によらない従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 部分活用工事を実施する場合、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データの納品を行う場合は、受注者から見積りの提出を受け、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT 活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

2-1-8 ICT 部分活用工事の導入における留意点

発注者は、受注者が円滑に ICT 部分活用工事を導入し、ICT 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

発注者は、ICT 部分活用工事を実施するに当たって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めてはならない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT 部分活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 部分活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) アンケートへの協力

受注者は、発注者が施工状況の調査を実施する場合は、これに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

2-1-9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

3 その他

3-1 その他の ICT 活用工事

3-1-1 概要

その他の ICT 活用工事とは、ICT 全面活用工事、ICT 部分活用工事、建設現場の遠隔臨場以外の ICT 施工技術を活用し、施工の効率化、品質又は安全性の向上を図る工事をいう。

3-1-2 対象工事

東温市が所管する全ての工事において、受注者からの希望によりその他の ICT 施工技術を活用する工事を対象とする。

3-1-3 その他の ICT 活用工事の実施に関する協議

受注者は、契約後、その他の ICT 活用に関する具体的な内容について、東温市 ICT 活用工事に関する協議書（様式 1）により監督職員と協議を行い、協議が整った場合にその他の ICT 活用工事を行うこととする。

3-1-4 その他の ICT 活用工事の実施推進のための措置

(1) 工事成績評価における措置

その他の ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫における【その他】「その他」において評価するものとする。その他に記載する理由は、「ICT 活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

3-1-5 工事費の積算

その他の ICT 活用工事に係る経費について、契約変更は行わない。

3-1-6 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

附則

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

東温市 ICT 活用工事に関する協議書

施工プロセス		作業内容	採用する技術	技術名	
<input type="checkbox"/>	3次元起工測量	/	<input type="checkbox"/>	1 空中写真撮影（無人航空機）を用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	2 地上型レーザースキャナーを用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	3 トータルステーション等光波方式を用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	4 トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	5 RTK-GNSS を用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた測量	
			<input type="checkbox"/>	8 その他の3次元計測技術を用いた測量 具体的内容（ ）	
<input type="checkbox"/>	3次元設計データ作成				
<input type="checkbox"/>	ICT 建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工	<input type="checkbox"/>	1 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術	
		<input type="checkbox"/> 床堀工	<input type="checkbox"/>	2 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術	
		<input type="checkbox"/> 盛土工	<input type="checkbox"/>	3 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術	
		<input type="checkbox"/> 路体盛土工	<input type="checkbox"/>	4 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術	
		<input type="checkbox"/> 路床盛土工	<input type="checkbox"/>	5 3次元マシンコントロール（モータグレーダ）技術	
		<input type="checkbox"/> 法面性傾向			
		<input type="checkbox"/> 路盤工			
<input type="checkbox"/>	3次元出来形管理技術等の施工管理	/	<input type="checkbox"/>	1 空中写真撮影（無人航空機）を用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	2 地上型レーザースキャナーを用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	3 トータルステーション等光波方式を用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	4 トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	5 RTK-GNSS を用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた管理	
			<input type="checkbox"/>	8 その他の3次元計測技術を用いた管理 具体的内容（ ）	
<input type="checkbox"/>	品質		TS/GNSS による締固め回数管理技術		
<input type="checkbox"/>	3次元データの納品				
<input type="checkbox"/>	建設現場の遠隔臨場技術の活用				
<input type="checkbox"/>	その他 ICT 活用 ※右欄に実施内容を記載				

【留意事項】

- (1) ICT 活用を希望する施工プロセス及び作業内容並びに採用する技術の□にチェックを記載する。
(採用する技術は、複数を組み合わせてもよい)
- (2) 出来形管理については、3次元起工測量で採用した技術と相違してもよい。
- (3) ICT 土工における品質管理の「TS・GNSS による締固め回数管理技術」については、次の①又は②に該当する場合は対象外とする。
①盛土の締固め作業が工事内容に含まれていない場合
②現場状況から TS・GNSS による締固め回数管理技術の実施が適さないと判断される場合（従来手法による管理）
- (4) 3次元モデルの部分的活用を行う場合は、実施内容について記載する。
- (5) ICT 土工及び ICT 舗装工並びに ICT 部分活用工事（ICT 建設機械による施工）は、土工（現場条件により ICT による施工が適当でない箇所を除く）又は舗装施工範囲全てで活用することを前提とし、その範囲については監督職員との協議により決定する。

本様式は工事打合簿（受注者発議による協議）に添付して活用する。

様式 2

ICT 全面活用工事の実施におけるアンケート調査票

1. 回答者について		
会社名		
回答者名		
電話番号		
電子メール		
2. 工事概要について		
発注担当課	東温市〇〇課	
工事名		
工期		
施工場所		
工事概要	工種	
	施工数量	
3. ICT 全面活用工事の実施手法		
1) 起工測量		
測量手法		
実施者		
下請・外注の場合の会社名		
2) 三次元設計データ作成		
実施者		
下請・外注の場合の会社名		
3) 出来形管理		
測量手法		
実施者		
下請・外注の場合の会社名		
4) ICT 機械による施工		
建機種類		
建機保有条件		
建機メーカー及びシステムメーカー		
実施者		
下請・外注の場合の会社名		
4. ICT 全面活用工事の実施目的		
<input type="checkbox"/> ①作業効率の向上	<input type="checkbox"/> ⑦工事成績の加算	
<input type="checkbox"/> ②コスト縮減	<input type="checkbox"/> ⑧ICT 土木の経験・人材育成	
<input type="checkbox"/> ③施工品質の向上	<input type="checkbox"/> ⑨その他 ()	
<input type="checkbox"/> ④安全性の向上		
<input type="checkbox"/> ⑤熟練者不足への対応		

5. 導入した ICT 技術とその技術ごとの効果									
導入技術	施工規模		①作業効率の向上	②コスト削減	③施工品質の向上	④安全性の向上	⑤熟練者不足への対応	⑥特になし	⑦その他 (※自由記載)
	数量	単位							
			<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>						

6. 導入した ICT 技術による費用増減			
導入技術又は工程	実施に伴う経費（千円）※自社基準		増減額
	従来手法	ICT 技術	

7. 導入した ICT 技術による時間増減			
導入技術又は工程	実施に伴う作業時間（人・時間）※自社基準		増減額
	従来手法	ICT 技術	

8. その他意見等（ICT 全面活用工事の実施において気付いた点等を自由に記載してください）